

2009年8月11日

各 位

会 社 名 朝 日 イ ン テ ッ ク 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 宮 田 尚 彦
(東 証 第 二 部 ・ 名 証 第 二 部 ・ JASDAQ コード番号 : 7747)
問 合 せ 先 専 務 取 締 役 竹 内 謙 次
(TEL. 052-768-1211)

ストック・オプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

当社は、2009年8月11日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社及び当社子会社の取締役、顧問及び従業員に対しストック・オプションとして新株予約権を発行すること、募集事項の決定を取締役に委任すること、及び会社法第361条の規定に従って、金銭でない報酬として当社の取締役に割当て新株予約権の算定方法の承認を求める議案を、2009年9月29日開催予定の当社第33回定時株主総会に提案することを決議致しましたので、下記のとおりお知らせ致します。

記

1. スtock・オプションとして新株予約権を割当て理由

当社及び当社子会社の取締役、顧問及び従業員の業績向上に対する意欲や士気を高めることにより、株主利益の向上を図ることを目的とするものであります。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当てを受ける者

当社及び当社子会社の取締役、顧問及び従業員に割当てするものとします。

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式200,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が会社分割を

行う場合、ならびに当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行い本件新株株式予約権が承継される場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行う。

(3) 新株予約権の総数

2,000個を上限とする。

なお、新株予約権1個の目的である株式の数(以下、「対象株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。(ただし、(2)に定める株式数の調整を行った場合は、付与株式数についても同様の調整を行う。)

(4) 新株予約権と引換えに払込む金額

金銭の払込を要しないものとする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月各日(取引が成立していない日を除く。)におけるジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値または新株予約権を発行する日のジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値。)のうちいずれか高い方に1.03を乗じた金額(1円未満は切り上げ)とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株あたりの行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価格で新株の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使の場合を除く。)を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込価額}}{1 \text{株あたり時価}}}{\text{既存発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が会社分割を

行う場合、ならびに当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

(7) 新株予約権の権利行使期間

新株予約権の割当日の翌日から 2 年を経過した日より 5 年以内とする。

(8) 新株予約権の権利行使の条件

- ① 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、新株予約権の行使時において、当社及び当社子会社の取締役、顧問及び従業員であることを要する。ただし、取締役会が特に認めた場合にはこの限りではない。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が特に認めた場合にはこの限りではない。
- ③ その他の権利行使の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定める。

(9) 新株予約権の消却

- ① 当社が消滅会社となる合併契約書の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、新株予約権は、取締役会決議により無償で消却することができる。
- ② 新株予約権者が、当社及び当社子会社の取締役、顧問及び従業員たる地位を失い、権利を喪失した場合は、当該新株予約権については無償で消却することができる。

(10) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡する場合は、当社取締役会の承認を要する。

注) 新株予約権者との個別契約においては、新株予約権の譲渡、質入れその他の一切の処分はできないものとする。

(11) その他の新株予約権の内容

上記に定めるものの他、新株予約権の募集事項及び細目事項については、別途開催される取締役会の決議により定める。

(12) 新株予約権の公正価額の算定方法

新株予約権の公正価額は、割当日における諸条件を元にブラック・ショールズ・モデルを用いて算定をする。

(注) 新株予約権の具体的な発行および割当ての内容は、上記について 2009 年 9 月 29 日開催予定の当社第 33 回定時株主総会において承認可決されることを条件とし、同株主総会後に開催される当社取締役会の決議をもって決定致します。

以上